

奈良県告示第四十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第二項の規定により、  
次のとおり介護機関の指定をした。

令和六年五月十日

奈良県知事 山下 真

堀 有限会社	名称	指定訪問看護事業者等又は 居宅介護事業者若しくは 居宅介護支援事業者	
		主たる事務 所の所在地	
ター 心	名称	訪問看護ステーション等 又は居宅介護事業所若し しくは居宅介護支援事業所	
		所在地	
業	居宅介護支援事 業	種類	居宅サービスの 種類
月二十六日	令和六年三		指定年月日